

福島県がん検診受診促進企業包括連携に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と株式会社くすりのマルト（以下「乙」という。）は、がん検診受診率向上に向けた取り組みを推進するために、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲が策定した「福島県がん対策推進計画」に関する取り組みを、各々の自主性を尊重しつつ、相互に連携・協力し進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進を図り、県民の健康増進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、県民に対して、がんの正しい知識の普及啓発、がん検診の受診を勧奨する活動を行うものとし、具体的な実施内容については、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定書による取り組みの実施に係る目的以外の目的で、相手方から取り組みの実施上開示を受けた一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を使用してはならない。

2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直しおよび解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、別途協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

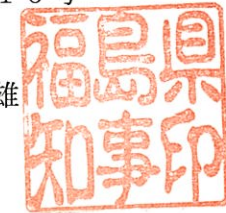
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月10日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県いわき市勿来町窪田十条3番1

株式会社くすりのマルト

代表取締役社長 安島 力

